


『福祉活動員』 活動手引き

～ふれあい福祉ネットワーク活動の充実を目指して～

 社会福祉法人
早島町社会福祉協議会
早島町福祉活動員協議会

(作成:平成28年4月)

‘はじめに’

急速に進む『高齢社会』の中で、多くの人々は、住み慣れた地域で家族や友人とともに幸せに暮らし続けたいと願っています。その願いを実現するためには同じ地域に住む人々が、日常生活の中で、お互いに支え合い、励まし合い、信頼して生活していくことができる地域社会を築いていくことが何よりも大切です。

それには、同じ地域に住む皆さん一人ひとりが、高齢者を中心とする福祉問題を自分にも起こり得る問題としてとらえ、理解を深めていただくとともに、身近な地域で具体的に行動を起こしていただくことが、ますます重要になってきています。

そして、自分ができる地域福祉活動を無理のない範囲で行っていただくことにより、区域内で要援護者の皆さんをみんなで支える気運が生まれます。

皆様のような福祉の担い手が拡大することにより、地域の中で豊かな老後を送ることができる明るく活力ある長寿社会が実現しそうです。



『福祉活動員等』制度

成り立ち

このような想いを込めて、従来から社会福祉協議会（通称「社協」）では、近隣住民の皆さんを核とした「ふれあい福祉ネットワーク活動」を支援してきました。しかし、援助を必要とする人々（要援護者）を、近所の人によく知っているも、社協や町役場などのサービスを提供する機関へはつながりにくかったのが実情でした。

そのため、平成5年9月から自治会・町内会などの地区内で要援護者の情報を把握し、福祉サービスの提供を円滑に進める働きかけをしていただけの方、『福祉委員』制度をスタートさせました。

また、住民の方々が知恵を出し合い、手づくりで進めていく地域福祉活動の実践者として、より主体的に活動していただけを願い、平成20年4月から『福祉活動委員（現・福祉活動員）』と制度変更し、自主運営組織『福祉活動委員協議会（現・福祉活動員協議会）』を発足しました。

性質

なお、この制度は、民生委員などの法律や条例に基づく行政側の制度ではありません。

『社協』の会長がお願いする純然たるボランティア精神に基づく制度です。



‘活動目的と福祉施策の位置づけ’

目的

近隣住民の皆さんが、住み慣れた地域で安心して生活できる「ふれあい福祉ネットワークづくり」が大きな仕事です。

これは、ひとり暮らし高齢者の皆さんなどを日頃から温かく見守ったり、話し相手になることで、不幸な事故を未然に防いだり、地域での孤立感を防ぐことを目的とします。

また、地区の福祉問題や住民ニーズを発見し、解決の糸口を切り開くため、近隣住民の皆さんに働きかけたりします。

位置づけ

福祉活動員は、自治会・町内会役員、民生委員などの行政委員と協力して地域福祉活動を推進していく‘福祉のムードメーカー’的役割や高齢者等の要援護者の‘見守り役’を担っています。

また、高齢者等の要援護者の‘見守り役’として、早島町地域包括支援センターがひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に設置する『緊急連絡カード』の緊急時連絡先には、担当区域の民生委員とともに、福祉活動員の連絡先を記入することになっています。

‘福祉活動員協議会’

福祉活動員協議会会則に次のとおり定められています。

①委 員

➤自治会長(町内会長)が推薦し、社協会長が委嘱します。

②役 員

◇会長1名 ◇副会長2名 ◇会計1名 ◇監査役2名

③事務局(社協事務局)

➤福祉活動の相談や関係機関との調整、会計の補助を行います。

④会 議

◇総会(原則年1回) ◇定例会(毎月)

➤福祉活動員協議会は、「福祉活動員」の活動を支援する為に、「福祉活動員」の代表者(各地区1名以上)で構成された組織です。

⑤権 限

➤次の事項は、総会の議決が必要となります。

◇会則の変更 ◇役員承認 ◇事業計画及び事業報告の承認
◇予算及び決算の承認 ◇その他必要と認められる事項

⑥財 源

➤経費は社協交付金等もってあてます。

※社協の本交付金の財源は共同募金配分金です。

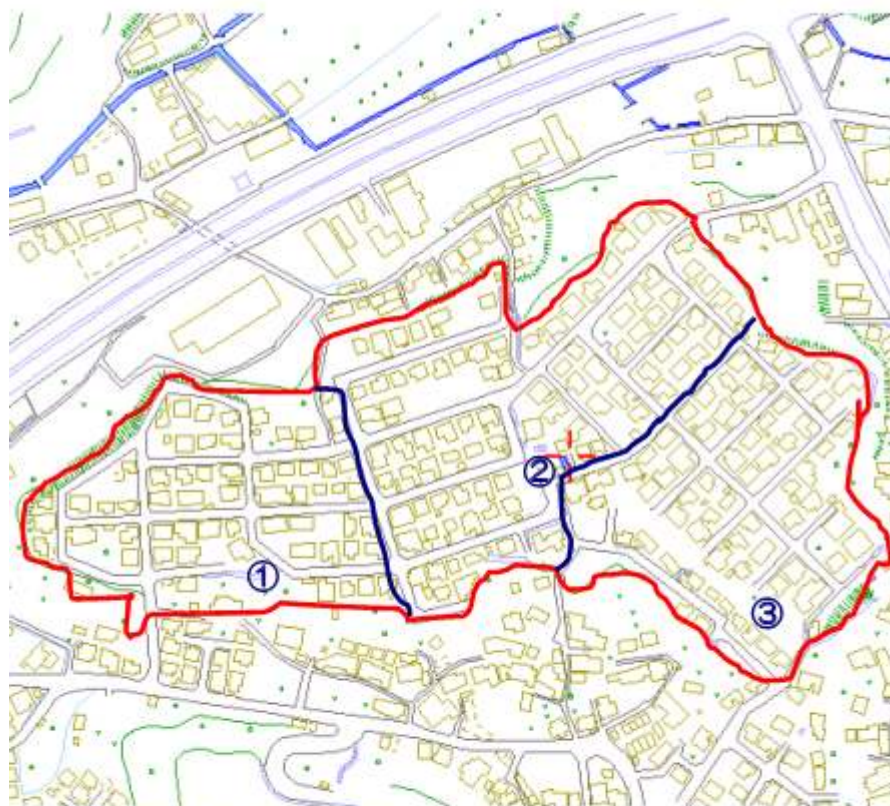
➤「福祉活動員」の活動中の安心のため、同協議会で『ボランティア活動保険』に加入しています。

‘福祉活動員の活動範囲（受持区域）’

地域の皆さんの最も身近で基礎的な小地域（自治会・町内会組織の組合単位ぐらい）を活動範囲（受持区域）とします。

おおむね30～50世帯ぐらい
が望ましいと思われます。

➤ 地区内の担当区域設定をお願いしています。
所属される地区の『住宅地図』は事務局までお申し付け下さい。



①区域担当:早島太郎 ②区域担当:早島花子
③区域担当:早島次郎

‘地域に潜む福祉課題の例Ⅰ’

➤ご自身の生活の周りを見渡してみましよう！～日常のお付き合いや訪問から～

地域にはこのような課題が…

①85歳の夫を75歳の妻が介護

- 夫（85歳）は肺機能障害で在宅酸素の生活
- 妻（75歳）が介護疲れで入院

介護疲れ



②脳卒中で倒れ、閉じこもりに…

- 元気な頃は、近所で評判の
- “おしゃべり好き”だったKさん（60歳）。
病気で倒れて閉じこもりきりに…

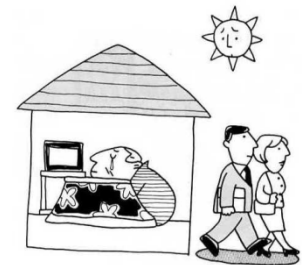
閉じこもり



③昼間ひとり暮らし高齢者

- Mさん（85歳）は、足の筋力が落ちて、今では居間のこたつで寝たり起きたりの生活。
- 次第に、もの忘れもひどくなり、このままでは寝たきりに…。家族は勤めで、日中はただ一人の生活。

孤独



④サービス利用を断る家族

- 3世代同居の世帯。おじいさんは目が少し不自由。
- 保健師からおじいさんの散歩の付き添いと話し合いのボランティア依頼が社協にあったが、息子から「家族で対応できるから結構です」という断わりが…

援助拒否



‘地域に潜む福祉課題の例Ⅱ’

➤ご自身の生活の周りを見渡してみましよう！～日常のお付き合いや訪問から～

地域にはこのような課題が…



⑤お手伝いしたいけど言い出せない

➤認知症高齢者を介護する近所のCさん。私にできることがあればと思うがお節介か…

認知症



⑥亡くなってから1週間後に発見

➤近所のことなら何でもわかると思って
いた集落で死後発見が…

孤立死



⑦その他にも…

- 振り込め詐欺
- 高齢者虐待
- 徘徊
- 生活困窮者
- 近所付き合いなし

‘福祉活動員の役割と具体的活動’

(1) 地区内の生活実態や福祉課題の把握 (アンテナ役)

- ①担当区域内に潜在する福祉(生活)課題を把握します。
- ②住宅地図を活用し、要援護者や地域の実態を整理します。

☞P.10~12

(2) 専門機関への連絡や連携活動 (橋渡し・調整役)

- ③民生委員や町役場、社協など専門機関への連絡や調整を行います。
- ④関係機関や地区組織と協力し、定期的な見守り活動を行います。

☞P.13~16

(3) 福祉知識向上のための研修会等への参加

- ⑤定例会へ参加し、地区の福祉課題や自主活動について話し合います。
- ⑥ミニ講座や各種研修へ参加し、福祉知識や活動のヒントを得ます。

☞P.17~18

(4) 地区内の自主的な福祉活動の実施 (活動の企画役)

- ⑦地区ふれあい・いきいきサロン運営(担い手・協力者)をできるだけ行います。
- ⑧自治会や町内会等の地区組織が行う福祉活動へ参画します。

☞P.19~20

(5) 社協が行う住民主体活動への協力

- ⑨調査・広報活動やデイサービス運営など社協事業に参画します。
- ⑩町内の当事者団体行事や福祉イベントへ参画します。
- ⑪共同募金運動の広報協力など各種啓発活動に協力します。

☞P.21~22

(1)地区内の生活実態や福祉課題の把握

- ①担当区域内に潜在する福祉（生活）課題を把握します。
- ②白地図を活用し、要援護者や地域の実態を整理します。

➤身近にこんな問題はありませんか？（チェックしてみましょう！）

✓	チェック内容事例
	買い物や食事など、日常生活のうえで支障をきたしている世帯。
	最近急に元気がなくなった。外出が減ったような高齢者の方。
	高齢者夫婦世帯で、どちらも、どちらかが病気で困っている世帯。
	昼間はひとり暮らしの状態になっている寝たきり高齢者の方。
	火事や災害があったとき、避難が困難な人を抱えている世帯。
	重度障がいや「寝たきり」の人を抱えて、介護者自身が疲れきっている世帯。
	外に出てみたいと願っていたり、話し相手が欲しいと寂しがっている方。
	リハビリの場所や、励ましあう仲間が欲しいと願っている高齢者や障がい者の方。
	地域で徘徊している認知症高齢者の方。 ※認知症高齢者を抱えて困っている世帯。
	手助けが入りそうだが、かたくなに手助けを拒む方。

- 現在、困られている方だけでなく、これから状態が悪くなったり、被害に遭ったりしそうな方にもできるだけ注意する必要があります。
- 自治会関係者や民生委員の他、地域の様々な方と協力し、独自の情報網を築きましょう。

○住宅地図から福祉マップへの発展 I

➤住宅地図を活用し、福祉マップをつくって地域を把握しましょう！

①ふれあい福祉マップの例

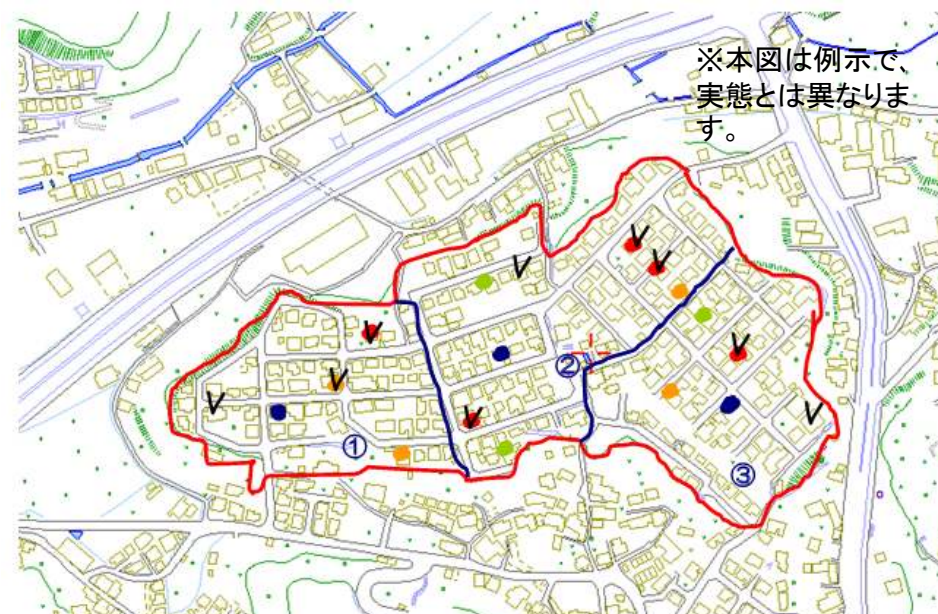
★記入内容例

Step 1. 見守り対象者の表示 (記入例)

- ①自治会・町内会の境界線…………… ————
- ※不明な場合は、おおよその範囲
- ②各福祉活動員さんの見守り区域…………… ————
- ③各福祉活動員さんのお宅…………… ■

Step 2. 見守り対象者の表示 (記入例)

- ④ひとり暮らし世帯 (70歳以上) …… ■
- ⑤高齢者世帯 (70歳以上) …… ■
- ⑥その他支援が必要な方…………… ■
- ⑦緊急連絡カード設置世帯…………… ✓



- ①区域担当:早島太郎
- ②区域担当:早島花子
- ③区域担当:早島次郎

➤プライバシーの保護に注意しましょう (当事者との合意形成が必要)。保管も厳重に。
※地域内の情報は、担当区域の民生委員さん等との協働のもと、可能な範囲内で収集し、
支援が必要と思われる方の詳細な情報は、掲載しないこととします。

➤作成が目的ではなく、実際に地区を歩くなど地域に向き合う意識づくりが目的です。 11




○住宅地図から福祉マップへの発展Ⅱ

➤住宅地図を活用し、地域を点検してみましょう！




②福祉のまちづくり点検マップの例

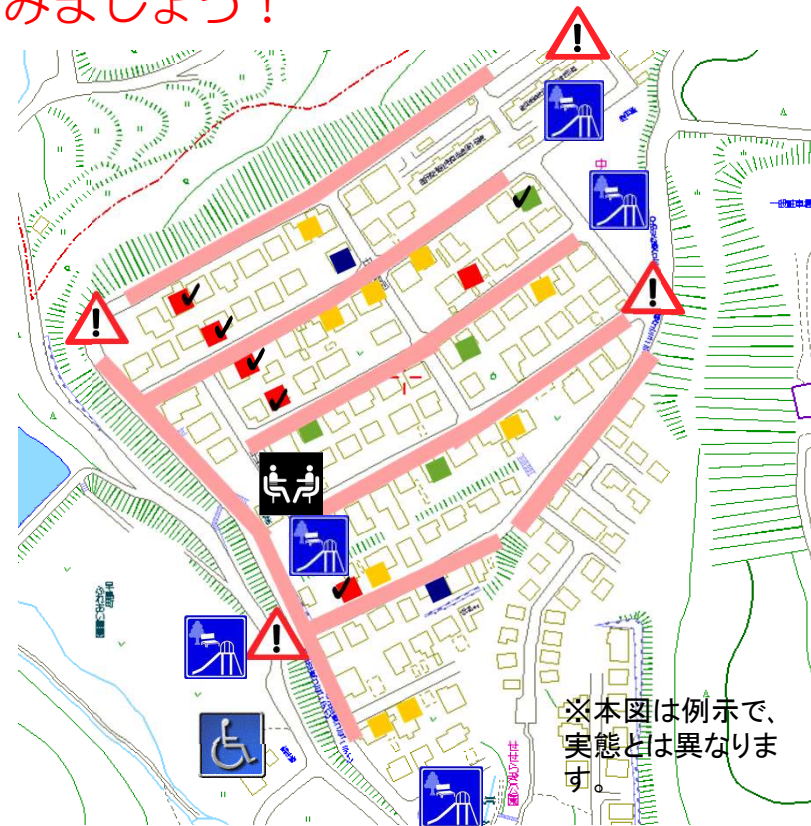
★記入内容例

[社会資源]

- 会合などに使える公民館や公園など、活動が行えそうな場所。 
- サロンが行われている会場。 
- 井戸端会議のようなたまり場。 

[危険箇所]

- 横断しにくい(交通量が多い)箇所 
- 車イスが通りにくい箇所。
- 溝蓋のない道路(急な坂) 
- 障がい者用トイレがある箇所。 



- 実際に「車イス」や「高齢者疑似体験セット」で地区を歩くなどの体験学習を自治会関係者と一緒に行うことも効果的です。車イスなどの備品は社協にご相談ください。
- 日常生活における危険個所の確認や、バリアフリーなど環境面での配慮を考えるきっかけとします。

(2) 専門機関への連絡や連携活動

③ 民生委員や町役場、社協など専門機関への連絡や調整を行います。

④ 関係機関や地区組織と協力し、定期的な見守り活動を行います。

[身近な専門機関窓口一覧表]

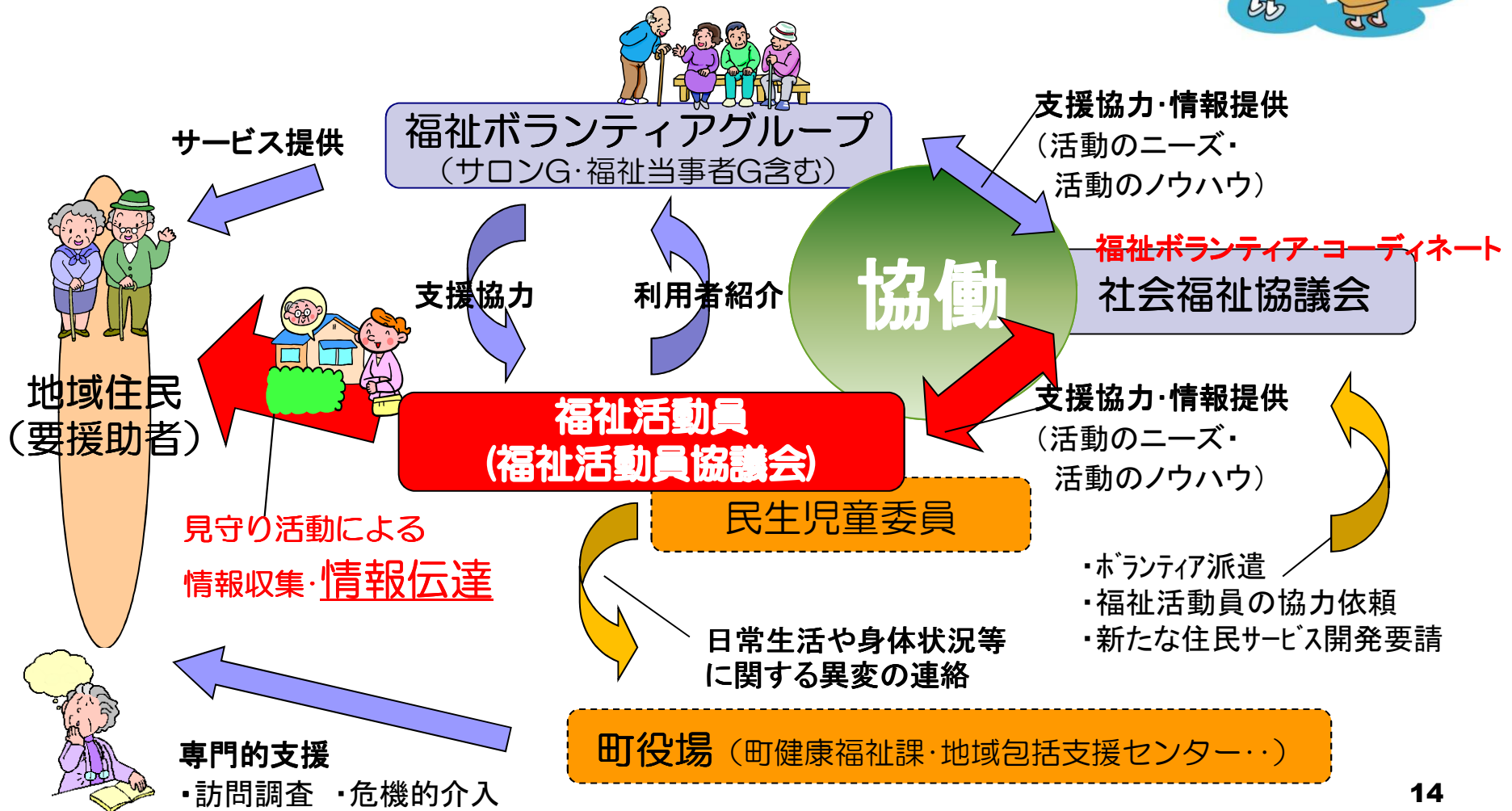
➤ 専門機関と連携しましょう！

このような時に	どこへ	電話番号
地域活動の相談では・		
小地域福祉活動の進め方やふれあい・いきいきサロン活動	町社会福祉協議会	482-3000
福祉ボランティア活動（サービス）	町社会福祉協議会	482-3000
趣味サークル活動や環境ボランティア活動	町中央公民館内/町民活動支援センター	482-3771
地域防災・防犯活動	町役場/総務課	482-0611
子育てやそのサービス・環境相談では・		
児童の総合相談(育児相談・発達の悩み・母子クラブ)	町役場内/町健康福祉課（保健師）	482-2483
育児相談、一時保育	かんだ保育園内/子育て支援センター	480-0580
保育園入所について	町役場内/町健康福祉課	482-2483
子育てのサポートサービス	児童館内/ふれあいサポートセンター	482-1777
児童の放課後の過ごし方	児童館内/留守家庭児童会	483-2358
高齢者やそのサービス・環境相談では・		
高齢者の総合相談(介護予防・介護認定・虐待・認知症)	町役場内/地域包括支援センター	482-2483
介護用具の貸出、介護保険のサービス利用	町社会福祉協議会内/居宅介護支援センター	482-3516
障がい者（精神・知的・身体）やそのサービス・環境相談では・		
障がい者の総合相談(各障がい者の手帳申請やサービス利用)	町役場内/町健康福祉課	482-2483
体の健康相談に関する相談では・		
健康に関する総合窓口	町役場内/町健康福祉課（保健師）	482-2483

➤ 高齢者向けの各種公的サービス窓口は、別添資料（冊子）をご覧ください。

○すばやく情報を循環させる

➤必要とされる情報をいかに届けるかも大切です。そして、民生委員や専門機関などとの「情報の共有化」が必要です。



○定期訪問のきっかけづくり

➤自らの目で「見る」、耳で「聴く」ことが大切！
何気ない訪問のきっかけづくりを考えてみましょう！

地域との協力



★自治会での‘もちつき’行事後に『おもち』や記念品などのお届け。『お花』を届ける友愛訪問を行う地区も…。



★絵手紙ボランティアさんの『季節の絵ハガキ』のお届け。

たまり場への参加



★地区の『ふれあい・いきいきサロン』や『老人クラブの行事』、公園や団地内の商店へ足を運んでみる。

OK-2126	OK-2127	OK-3018	OK-R511F
OK-2128	OK-4020	OK-4028	OK-R511F
OK-2129	OK-4025	OK-4038	OK-US511F
OK-2130	OK-2137	OK-2138	OK-R511F
OK-2131	OK-2132	OK-2133	OK-R511F
OK-2132	OK-2133	OK-2134	OK-R511F
OK-2133	OK-2134	OK-2135	OK-R511F
OK-2134	OK-2135	OK-2136	OK-R511F
OK-2135	OK-2136	OK-2137	OK-R511F
OK-2136	OK-2137	OK-2138	OK-R511F
OK-2137	OK-2138	OK-2139	OK-R511F
OK-2138	OK-2139	OK-2140	OK-R511F
OK-2139	OK-2140	OK-2141	OK-R511F
OK-2140	OK-2141	OK-2142	OK-R511F
OK-2141	OK-2142	OK-2143	OK-R511F
OK-2142	OK-2143	OK-2144	OK-R511F
OK-2143	OK-2144	OK-2145	OK-R511F
OK-2144	OK-2145	OK-2146	OK-R511F
OK-2145	OK-2146	OK-2147	OK-R511F
OK-2146	OK-2147	OK-2148	OK-R511F
OK-2147	OK-2148	OK-2149	OK-R511F
OK-2148	OK-2149	OK-2150	OK-R511F
OK-2149	OK-2150	OK-2151	OK-R511F
OK-2150	OK-2151	OK-2152	OK-R511F
OK-2151	OK-2152	OK-2153	OK-R511F
OK-2152	OK-2153	OK-2154	OK-R511F
OK-2153	OK-2154	OK-2155	OK-R511F
OK-2154	OK-2155	OK-2156	OK-R511F
OK-2155	OK-2156	OK-2157	OK-R511F
OK-2156	OK-2157	OK-2158	OK-R511F
OK-2157	OK-2158	OK-2159	OK-R511F
OK-2158	OK-2159	OK-2160	OK-R511F
OK-2159	OK-2160	OK-2161	OK-R511F
OK-2160	OK-2161	OK-2162	OK-R511F
OK-2161	OK-2162	OK-2163	OK-R511F
OK-2162	OK-2163	OK-2164	OK-R511F
OK-2163	OK-2164	OK-2165	OK-R511F
OK-2164	OK-2165	OK-2166	OK-R511F
OK-2165	OK-2166	OK-2167	OK-R511F
OK-2166	OK-2167	OK-2168	OK-R511F
OK-2167	OK-2168	OK-2169	OK-R511F
OK-2168	OK-2169	OK-2170	OK-R511F
OK-2169	OK-2170	OK-2171	OK-R511F
OK-2170	OK-2171	OK-2172	OK-R511F
OK-2171	OK-2172	OK-2173	OK-R511F
OK-2172	OK-2173	OK-2174	OK-R511F
OK-2173	OK-2174	OK-2175	OK-R511F
OK-2174	OK-2175	OK-2176	OK-R511F
OK-2175	OK-2176	OK-2177	OK-R511F
OK-2176	OK-2177	OK-2178	OK-R511F
OK-2177	OK-2178	OK-2179	OK-R511F
OK-2178	OK-2179	OK-2180	OK-R511F
OK-2179	OK-2180	OK-2181	OK-R511F
OK-2180	OK-2181	OK-2182	OK-R511F
OK-2181	OK-2182	OK-2183	OK-R511F
OK-2182	OK-2183	OK-2184	OK-R511F
OK-2183	OK-2184	OK-2185	OK-R511F
OK-2184	OK-2185	OK-2186	OK-R511F
OK-2185	OK-2186	OK-2187	OK-R511F
OK-2186	OK-2187	OK-2188	OK-R511F
OK-2187	OK-2188	OK-2189	OK-R511F
OK-2188	OK-2189	OK-2190	OK-R511F
OK-2189	OK-2190	OK-2191	OK-R511F
OK-2190	OK-2191	OK-2192	OK-R511F
OK-2191	OK-2192	OK-2193	OK-R511F
OK-2192	OK-2193	OK-2194	OK-R511F
OK-2193	OK-2194	OK-2195	OK-R511F
OK-2194	OK-2195	OK-2196	OK-R511F
OK-2195	OK-2196	OK-2197	OK-R511F
OK-2196	OK-2197	OK-2198	OK-R511F
OK-2197	OK-2198	OK-2199	OK-R511F
OK-2198	OK-2199	OK-2200	OK-R511F

配布物の活用

★『社協だより』や『広報はやしま』などの関係のありそうな記事内容をお伝えする。



★『見守り新鮮情報』や『リコール製品チラシ』といった詐欺情報や危険製品回収など、高齢者を守る情報の提供。

➤「安否確認」の方法は、新聞受けや郵便物の状態、カーテンの開閉具合、外出を示す老人車の有無など、日常生活の習慣や状態にヒントがあるかも…



参考

身近な地域での支援ネットワーク活動までの流れ

➤要援助者との信頼関係づくりが“地域住民と専門職との連携”のスタート

〔第1段階〕

★要援助者との信頼関係づくり

- ①要援助者と関わりが深い近隣関係者等の‘キーパーソン’の力を借ります！
- ②病状や家族関係が複雑で、関わりが難しい場合は、専門機関の手を借ります！



- ニーズの早期発見
- 早期連絡のしゅみ

〔第2段階〕

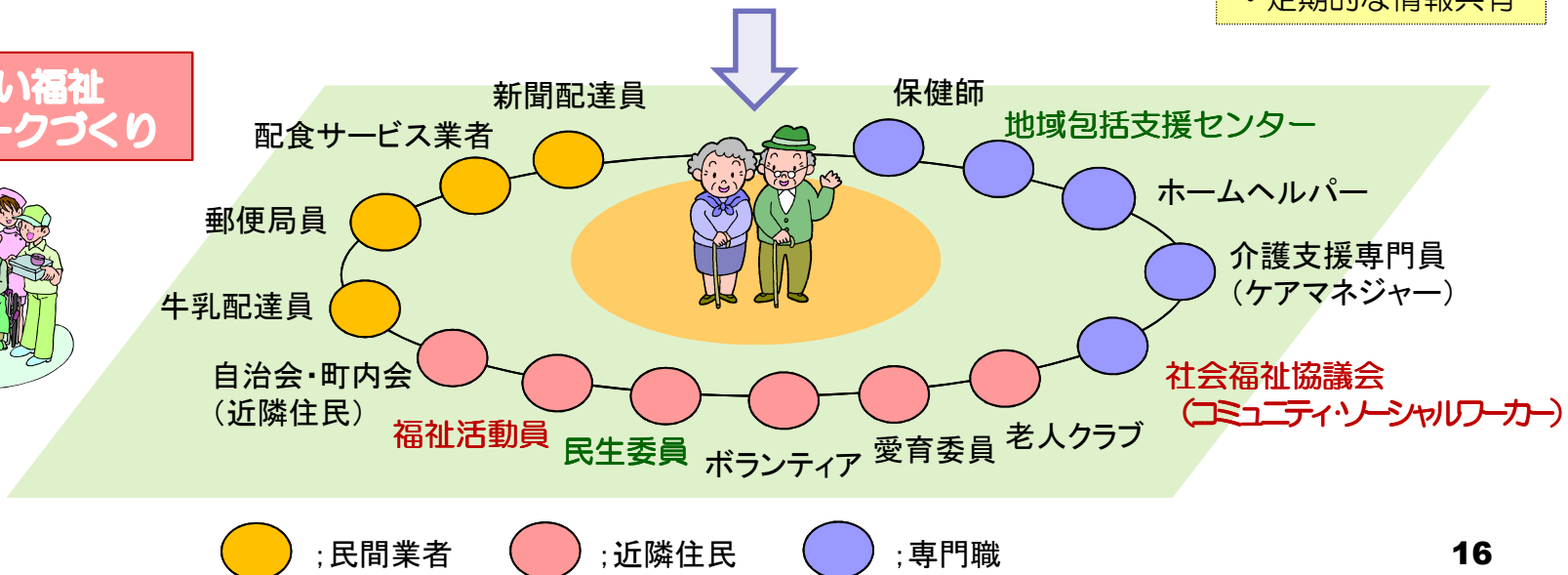
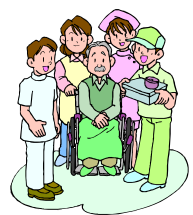
★要援助者をサポートするネットワークづくり

- ①必要に応じて、関係機関と一緒にサポートの役割分担をしましょう！
- ②随時、専門機関と日常の生活状況や課題、必要な福祉情報を共有しましょう！



- 計画的な見守り
- 定期的な情報共有

ふれあい福祉ネットワークづくり



(3)福祉知識向上のための研修会等への参加

⑤定例会へ参加し、地区の福祉課題や自主活動について話し合います。

⑥各種研修へ参加し、福祉知識や活動のヒントを得ます。

➤活動中の困りごとを地区を超えみんなで共有したり、制度活用や対応策を考えていきます。

○福祉活動員定例会

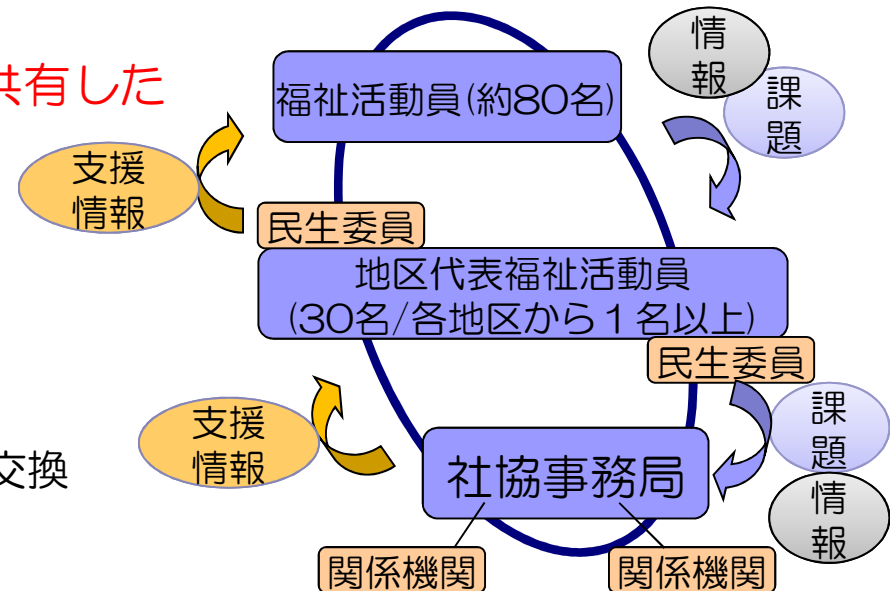
- 月例会の開催(連絡会機能)

[内容]

- ✓ 活動状況・活動ノウハウなどの情報交換
- ✓ 見守り新鮮情報等の配布物の仕分け
- ✓ 地区における福祉課題の話し合い
- ✓ 研修会の企画や地区への案内調整
- ✓ 関係機関からの情報案内やミニ研修
- ✓ 社協との協働事業に関する検討や地区への広報協力
- ✓ **ミニ講座の開講**

- 参加要件

- ✓ 会議は、原則として地区代表ですが、定例会内「ミニ講座」は、福祉活動員どなたでも参加できます。



○年間を通じた各種研修の内容

➤各種研修受講し、地区での福祉活動に活かしていきましょう。

◇全体研修会

- ・福祉知識や技術の専門学習
- ・グループワークなど地区を越えた情報共有と学習



◇講演会

- ・様々な機関が行う各種講演



◇三二講座

- ・身近な福祉制度の説明や体験



◇視察研修

- ・先進地活動や施設見学

(4)地区内の自主的な福祉活動の実施

⑦地区ふれあい・いきいきサロン運営(担い手・協力者)をできるだけ行います。

⑧地区組織が行う福祉活動へ積極的に参画します。

➤できる範囲で地区で交流の場をつかっていきましょう。

○ふれあい・いきいきサロン活動とは？

- 誰もが気軽に集まりふれあい交流や仲間づくりができる‘たまり場’を地域の身近な場所につくっていく活動のことです。

[基本的な考え方]

- ✓ **実施内容**：自由(茶話会、手芸や工作・軽スポーツなどの趣味活動、健康チェックや体操...)
- ✓ **参加対象**：原則誰でもOK
- ✓ **参加人数**：5人～20人程度
- ✓ **開催場所**：歩いて気兼ねなく参加できる場所(地区公民館やコミュニティハウス...)
- ✓ **開催回数**：無理のない頻度で始めましょう。(2カ月に1回や月に1回程度～)
- ✓ **運営費用**：参加者からの利用費・会費などの自主財源での運営が基本です。必要なものは持ち寄りたいたいものです。

※社協の助成(奨励金)制度もあります。



笑顔

ふれあい交流・仲間づくり



学び



健康づくり

異世代人間関係づくり(コミュニケーション)

○地区での実践活動例

➤みなさんの創意工夫と住民の方同士の協力できつくりあげていきましょう。

➤ふれあい・いきいきサロン運営の担い手または協力者



➤民生委員と協力し、
○地区福祉座談会開催
(要援助者の情報共有やよろず相談)

○調査活動への協力
(民生委員や地域包括支援センター・
社会福祉協議会との連携)



➤自治会・子ども会と協力し、
子どもの登下校の安全サポート



➤絵手紙ボランティアさんと
協力し、絵手紙配布訪問



➤給食(会食)サービス活動

➤自治会と協力して町敬老会
のお世話係

➤自主防災組織への活動協力

➤特技や技能をもった人材探し
「町内チャンピオン名簿」の作成

(5)社協が行う住民主体活動への参画

- ⑨調査・広報活動やたすけあい活動など社協事業に参画します。
- ⑩町内の当事者団体行事や福祉イベントに協力(参画)します。
- ⑪共同募金運動の広報協力など各種啓発・広報活動に協力します。

○社協との協働実践事業

年末大掃除おたすけサービス

- 概要
福祉活動員・民生委員他、近隣住民による年末大掃除のサポート(お手伝い)。
- 目的
高齢者(概ね75歳以上)・障がい者世帯の
 - ①大掃除にかかる心身の負担の軽減
 - ②日常的なより深い関係づくりの契機
 - ③小地域福祉活動の活性化



ご希望の大掃除のいたしま
～歳末すず払いおたすけ員募集～

●サービス期間 平成19年12月3日(月)から12月14日(金)まで

●サービス時間
①午前10時から午後12時
②午後2時から4時

※原則として、1世帯あたり2時間程度までとし、1日2回以内の希望の時間をとお申し込みください。お申し込みの手数料は、ありません。

●対象世帯 町内在住の75歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯、障がい者世帯、障がい者世帯及び身体障害者世帯

●内容
【お手伝いできる内容】
掃除機掛け 電球の取替え 布巾拭き
窓の掃除(拭、サッシ、網など) 押入れの掃除 生活シートの掃除
トイレ磨き 風呂掃除 ゴミ出し
仏壇の掃除 園の草取り など

【お手伝いできない内容】
畳の裏替え 車の洗車
掃除機・割込の修理
窓の張り替え 基礎掃除
大工工事などの技術的な内容
居住していない土地の掃除

※居住期間に限り、みなさまのご希望の部屋や場所の掃除のお手伝いいたします。

●費用 無料 ●申込締切 平成19年11月16日(金)

※ただし、材料費は実費ご負担ください(洗剤などの消耗品や電球等)いたします。
※掃除員は、各自費用でご参加ください。

※お申し込み、お問い合わせ先★

社会福祉法人 早島町社会福祉協議会
TEL: 422-3000 E-mail: mayayakiyo@ig.kero.jp
TEL: 422-3014 (福祉課 福祉係)

※この事業は、日本赤十字会 早島町支部、早島町社会福祉協議会が主催です。
※この事業は、歳末すず払い募金(平成19年12月分)とさせていただきます。

歳末すず払い「おたすけ員」派遣サービス利用申込書

氏名	姓(フリガナ)	派遣希望日	平成19年12月 日()
住所	〒130-8501 東京都葛飾区 〇〇〇〇-〇〇-〇〇 (〇〇〇〇-下丸) () 〇〇〇〇-〇〇〇〇	派遣希望時間	() 〇〇:〇〇-〇〇:〇〇 () 〇〇:〇〇-〇〇:〇〇
電話番号		電話番号	
※派遣内容や届書 をご記入ください。			
※おたすけ員募集 係(民生委員入籍) に必ずお申し込み ください(必ずおたすけ員募集 係(民生委員入籍)に 必ずお申し込み)	※原則として利用希望の2週間前まで、お申し込みください。 (おたすけ員募集係(民生委員入籍)に必ずお申し込み)		

- ◆その他
- ✓社協だよりへの記事協力
- ✓各種調査活動への協力
- ✓社協事業の地区での広報や協力依頼など随時

○当事者(身がい者・独居者・介護者)団体・ボランティアグループ主催イベントへの参画

➤決して強制ではありません。無理のない範囲でご協力ください。



身体障がい者福祉協会リフレッシュ旅行の介助ボランティア



町内福祉イベントの運営や事前広報への協力

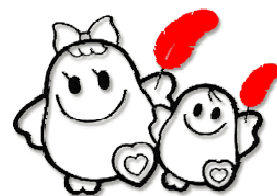
町内福祉施設の行事への協力



●社協が運営するデイサービスセンターでは、次のようなボランティアさんを随時募集しています。

(日中活動) 話し相手・プログラムの補助
(季節行事) お花見・七夕会・夏祭り・新年会の出し物の補助や外出介助

○共同募金運動の広報協力など各種啓発活動



福祉活動委員の活動原資も‘共同募金配分金’です。

‘見守り活動Q&A’

Q1 プライバシー(個人の秘密)を守ることの注意点は何か？

ふれあい福祉ネットワーク活動では、ある程度、個人のプライベートな部分にまで踏み込まなければ活動できません。そして、援助を求めている方と福祉活動員さんとの信頼関係がこの活動には必要です。

プライバシーの問題は、最も大切なことですから次のことに気をつけてください。

- (1) 援助に必要なことだけを尋ねるように心掛け、必要以上に聞かないように注意しましょう。
- (2) 知り得た個人情報(プライバシー)は、必要な人にのみ、必要な情報だけ提供するように心掛けましょう。 ご本人の同意が不可欠です。
- (3) 記録した個人情報メモや住宅地図は、他人の目に触れないよう厳重に管理しましょう。
- (4) 援助の手を差し伸べるにあたっては、必ず相手方の了承を得るようにしましょう。
- (5) プライバシーの問題は、いつも他の福祉活動員さんとも話し合い、きちんと対応できるようにしておきましょう。

Q2 援助を拒否する人には、どうやって進めたらよいのでしょうか？

様子を見ながら、そっと見守ることから始めてみてはどうでしょうか？

担当区域の中には「人の世話になりたくない」「干渉しないで欲しい」という高齢者もいます。しかし、ひとり暮らしの高齢者などは、急病や事故、災害等の緊急時に対応できるよう、ふれあい福祉ネットワーク活動で見守っていくことが必要な場合があります。

援助を拒否する方には、急な接近はさけて、時間をかけて根気よく訪問し、そっと見守ることから始めてみましょう。

また、なぜ、訪問を拒否するのかを相手の立場になって考え、自分の接し方も見直してみましょう。また、民生委員や町役場のケースワーカー、ケアマネジャー、ホームヘルパーなど専門職に相談して手を貸してもらうことも一つの方法です。



Q3 ふれあい福祉ネットワーク活動には、どんな効果がありますか？

1. 近所の人が日頃から援助の必要な方を見守っていくことにより、不幸な事故の発生を未然に防ぐことができます。
2. 援助を必要とする人の意見・希望を早く発見し、関係機関へ連絡することにより、早い段階で専門機関や地域の人たちが、援助の手を差し伸べることができます。
3. ひとり暮らし高齢者などの孤独になりがちな人の話し相手になることによって、その人たちが、地域とのつながりを保て、自立への意欲、生きがいを高めることができます。
4. 福祉活動員の皆さんが、この活動に参加し、福祉や地域のことを話し合うことにより、自然に地域への愛情も深まります。そしていろいろな福祉サービスを積極的に活用していくことで、地域福祉への理解も深まり、豊かで安心して暮らせる「福祉のまちづくり」へとつながっていきます。

Q4 民生委員はどのような役割を担うのですか？

民生委員さんは、おおむね日頃見守っている世帯の調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、支援等の役割があります。また、必要に応じて町役場、社協等に意見を述べたり、申請(証明)事務を行います。

民生委員さんは、『民生委員法』に基づき、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する行政委員です。

同法第1条（任務）で「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」とあり、第14条（職務）で「(1項4号)社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。」同条「(2項)…中略…必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。」とあります。

つまり、民生委員さんは、一住民である福祉活動員さんの相談相手であり、福祉活動のパートナーでもあります。また、社会福祉協議会とも連携を密にし、協力し合う関係であり、三者は『社会(住民)福祉の増進』という同じ目的や使命をもって常に地域に向き合って協働していることとなります。

‘福祉活動員の心構え10項目’

①ご自分の家族理解と協力を得ましょう。

- 活動を行うためには、まず福祉活動員の役割・活動内容について、ご家族の理解と協力が必要です。

②活動を生活のリズムの中に取り入れましょう。

- 活動には継続性が必要です。一度に多くのことをしようとすると無理がきます。余裕をもって、できることから始めましょう。

③相手の気持ちになって行動しましょう。

- 難しいことですが、大切なことです。「してやってる」という考えは禁物。相手や人格を常に尊重することを忘れないで下さい。



④約束は守りましょう。

- 活動のなかでの約束したことは、きちんと果たしましょう。

⑤秘密は守りましょう。

- 活動上知り得た秘密（プライバシー）は、口外しないように気をつけましょう。

⑥まわりの人々の理解と協力を得 ましょう。

- 実りある活動に結びつけるためには、近隣住民やボランティアの方々の理解と協力が
必要です。

⑦民生委員との連携に努めましょう。

- 自分の受持区域の民生委員さんと日頃から
連絡を密にしていきましょう。

⑧難しい問題は、ひとりで抱え込 んだり、判断・行動したりしな いようにしましょう。

- 難しい問題は、民生委員さんや社会福祉協
議会、町役場など関係機関と連携して、問
題解決に努めましょう。

⑨地域の社会資源を把握しておき ましょう。

- 社会資源とは、施設や人、サービスなど福
祉ニーズを満たすために利用できるものの
総称で、いざという時にどうすればよいか
を考える材料になります。研修会などに参
加して、それらの知識を身につけるよう
にしましょう。

⑩自分の活動を定期的に点検して みましょう。

- 自分の活動を定期的に点検することで、
もっと良い方法が見つかったり、逆に見
直さなければならないところがでてくるか
もしれません。点検のためには、日々活動
を記録しておくことも一つの方法です。

